

最低制限価格の算定基準の改正について

最低制限価格の算定基準について、下記のとおり上限値を設定することとしましたのでお知らせします。

記

1 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費を基に、原則として下記算定式により設定します。

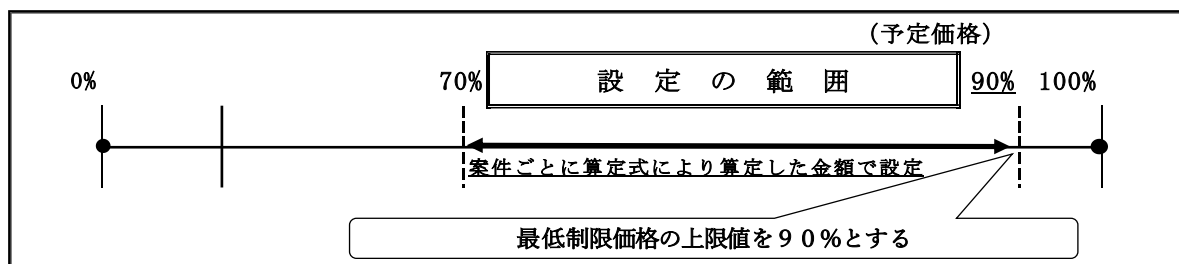
ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費又はガス工事費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算します。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 10 分の 1（昇降機設備工事にあつては、10 分の 2）を乗じた額とします。

《最低制限価格算定式》

$$\text{設定金額} = (\text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.55) \times 108 \div 100$$



※ 最低制限価格の設定範囲は、予定価格の 10 分の 7 以上。ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の 10 分の 7 に満たない場合は、予定価格の 10 分の 7 とし、**設定金額が予定価格の 10 分の 9 を超える場合にあつては予定価格の 10 分の 9 とします。**

2 改正日 平成 29 年 10 月 30 日

ただし、改正後の算定基準は、平成 29 年 10 月 30 日以後工事発注公表を行う案件について適用し、平成 29 年 10 月 29 日以前に工事発注公表を行った案件で、平成 29 年 10 月 30 日以後に入札執行するものについては、従前の算定基準を適用します。

【お問い合わせ先】 総務部計理課契約係
直通 (03) 5381-3372